

花巻労働基準監督署発表
令和7年6月5日(木)

【照会先】花巻労働基準監督署
署長 渡辺 幸輝
○監督課長 橋本 良太
電話 0198-23-5231

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 立入禁止措置を講じていなかった疑い ～

花巻労働基準監督署（署長 渡辺幸輝）は、本日、法人及び同組合の課長を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁花巻支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年10月28日、岩手県北上市流通センター内の倉庫において、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行わせる際、当該車両系荷役運搬機械と労働者の接触による危険を防止するための立入禁止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

（１）花巻農業協同組合（法人）

所在地：岩手県花巻市野田

事業内容：農業者の生産支援、地域農業振興、経営指導等の営農活動、農産物の集出荷販売、購買事業、信用事業・共済事業・貸付等の金融等

（２）被疑者Ａ（課長）

2 違反条文

被疑者花巻農業協同組合、被疑者Ａともに、
労働安全衛生法違反

同法 第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の7第1項（接触の防止）

同法 第119条第1号（罰則）

同法 第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年10月28日、岩手県北上市流通センター内の倉庫において、花巻農業協同組合所属労働者Ｂが、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を運転していたところ、同組合所属労働者Ｃ（被災者）に激突して死亡する労働災害が発生したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行う場合、労働者に危険が生ずるおそれのある箇所について立入を禁止する等、当該車両系荷役運搬機械（フォークリフト）と労働者との接触による危険防止措置を講じなければならないことを規定しているが、災害発生時、これらの措置が講じられていなかった疑いがあるもの。

【関連条文一覧】

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二及び三 （略）

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二から四 （略）

（両罰規定）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

（接触の防止）

第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2（略）

（定義）

第 151 条の 2 この省令において車両系荷役運搬機械とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二から七 （略）